

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	がん患者・家族のための支援講座の実施に係る委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課）

## 事業の概要

事業名	がん患者・家族のための支援講座
担当課	健康推進課
目的	区民のがんの療養や緩和ケアについての理解を促進する。
対象者	「がん患者・家族のための支援講座」の参加者 ※ 区内のがん患者とその家族及び関係者（友人・知人、かかりつけ医、訪問看護師、ヘルパー等）、区内在住在勤でがん療養に関心のある方
事業内容	区民のがんの療養や緩和ケアについての理解を促進するため、「がん患者・家族のための支援講座」をがん療養中の本人、家族、関係者、区内在住在勤でがん療養に関心のある方を対象に、委託して実施する。  ・開催回数 2回／年  ・会場 暮らしの保健室（戸山ハイツ内の民間施設）、地域センター等  ※ 適宜、委託先と協議のうえ、決定する。  ・定員 30名／回

## 件名 がん患者・家族のための支援講座の実施に係る委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	がん患者・家族のための支援講座
委託先	株式会社ケアーズ(随意契約により業者指定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【講座参加者に係る情報項目】 氏名、職業(所属)又は本人との関係、連絡先電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙(講座参加者名簿)
委託理由	<p>本事業は、区民のがんの療養や緩和ケアについての理解を促進するために実施する講座である。区役所には、がんに特化した支援を行った経験のある職員はいない。</p> <p>一方、上記委託先は、在宅療養中のがん患者の支援を行っている実績があり、その支援を通じて区内の医師や看護師、ケアマネージャー等との関わりが深い。また、上記委託先は、区内で活動しているため、新宿区のがん患者の在宅療養や、在宅療養全般の実情にも通じている。</p> <p>そのため、本事業を上記委託先に委託して実施する。</p>
委託の内容	がん患者・家族のための支援講座の実施(年2回)
委託の開始時期及び期限	<p>平成27年4月1日から平成28年2月29日まで(以降継続)</p> <p>※1 上記委託先は、上記情報項目を取り扱う業務を平成27年7月1日から行う。</p> <p>※2 本件委託は、平成24年4月19日付で契約締結以降、継続的に単年度契約に基づき行っている。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>1 個人情報に関する特記事項を遵守させる。</p> <p>2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。</p> <p>3 業務終了後、本業務で取り扱った個人情報については、区職員に手渡しにより提出させる。</p>

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

**(業務に関する報告)**

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。